○総務省告示第百九十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党及び日本維新の会から訂正の報告があったので、平成二十六年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗

〔自由民主党〕自由民主党北海道衆議院比例区第三支部の項6中

「	経常経費	6,518,370」	を
「	経常経費	6,519,980」	に、
「	備品・消耗品費	2,400,634	
	事務所費	1,625,320	
	政治活動費	612,264	を
	組織活動費	397,080」	
「	備品・消耗品費	2,393,800	
	事務所費	1,633,764	
	政治活動費	610,654	に改め、
	組織活動費	395,470」	

同項7中

「	一件五万円未満の計	693,927	
	合　　計	2,400,634」	を
「	一件五万円未満の計	687,093	
	合　　計	2,393,800」	に、
「	一件五万円未満の計	780,701	
	合　　計	1,625,320」	を
「	一件五万円未満の計	789,145	
	合　　計	1,633,764」	に、
「	一件五万円未満の計	397,080	
	合　　計	397,080」	を
「	一件五万円未満の計	395,470	
	合　　計	395,470」	に改める。

〔自由民主党〕総括文書（支部分）の要旨の項6中

「	経常経費	4,248,397,404」	を
「	経常経費	4,248,399,014」	に、
「	備品・消耗品費	450,367,398	
	事務所費	971,059,881	
	政治活動費	2,192,007,067	を
	組織活動費	476,359,579」	
「	備品・消耗品費	450,360,564	
	事務所費	971,068,325	
	政治活動費	2,192,005,457	に改める。
	組織活動費	476,357,969」	

〔自由民主党〕総括文書（本部分・支部分）の要旨の項6中

「	経常経費	7,046,463,199」	を
「	経常経費	7,046,464,809」	に、
「	備品・消耗品費	465,403,827	
	事務所費	1,732,701,317	
	政治活動費	7,238,694,064	を
	組織活動費	886,750,728」	
「	備品・消耗品費	465,396,993	
	事務所費	1,732,709,761	
	政治活動費	7,238,692,454	に改める。
	組織活動費	886,749,118」	

〔日本維新の会〕日本維新の会衆議院東京都第23選挙区支部の項4中

「	経常経費	2,133,110	
	備品・消耗品費	351,733	
	事務所費	1,781,377	を
	政治活動費	866,890	
	組織活動費	1,700」	
「	経常経費	2,129,010	
	備品・消耗品費	332,393	
	事務所費	1,796,617	に改め、
	政治活動費	870,990	
	組織活動費	5,800」	

同項5中

「	一件五万円未満の計	102,850	
	合　　計	351,733」	を
「	一件五万円未満の計	83,510	
	合　　計	332,393」	に、
「	一件五万円未満の計	274,047	
	合　　計	1,781,377」	を
「	一件五万円未満の計	289,287	
	合　　計	1,796,617」	に、
「	一件五万円未満の計	1,700	
	合　　計	1,700」	を
「	一件五万円未満の計	5,800	
	合　　計	5,800」	に改める。

〔日本維新の会〕総括文書（支部分）の要旨の項5中

「	経常経費	796,537,707」	を
「	経常経費	796,533,607」	に、
「	備品・消耗品費	89,385,123	
	事務所費	252,310,338	
	政治活動費	325,488,594	を
	組織活動費	88,480,843」	
「	備品・消耗品費	89,365,783	
	事務所費	252,325,578	
	政治活動費	325,492,694	に改める。
	組織活動費	88,484,943」	

〔日本維新の会〕総括文書（本部及び支部分）の要旨の項5中

「	経常経費	884,084,550」	を
「	経常経費	884,080,450」	に、